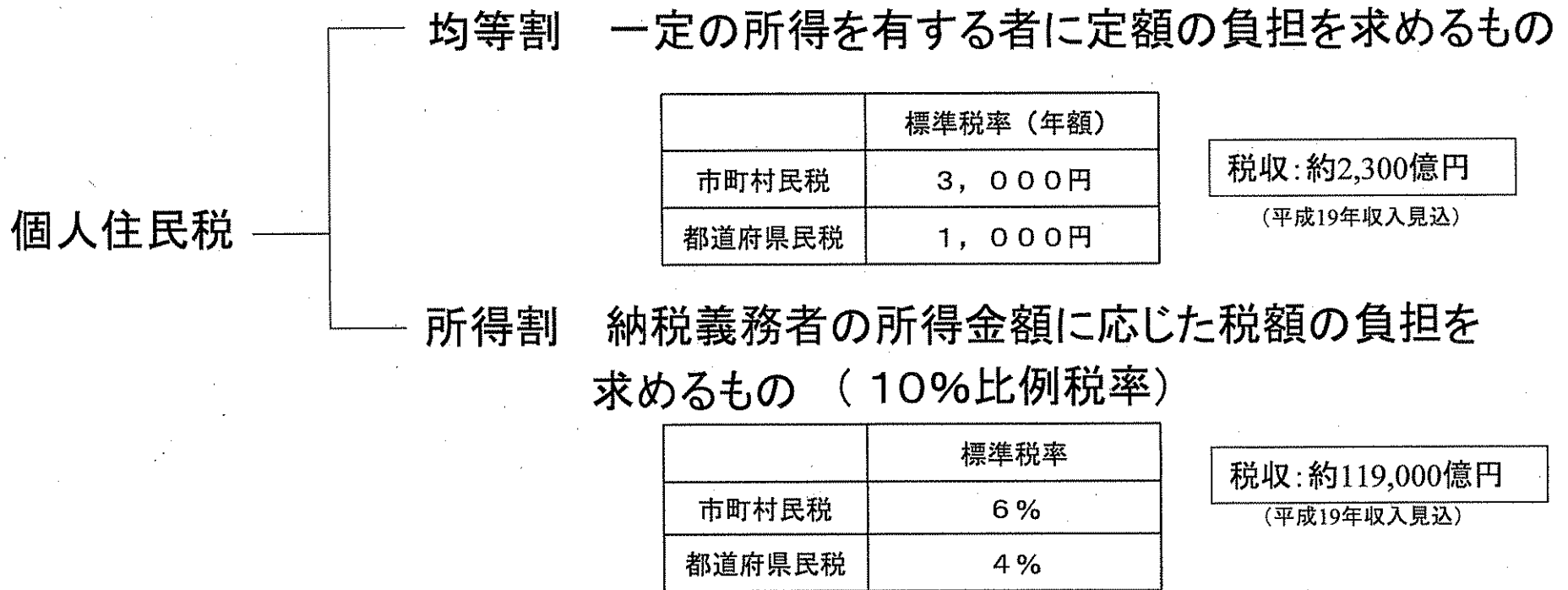


- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と都道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。



- (注) 1. 18年度分までは、所得割について3段階の累進税率(5%、10%、13%)を適用。
2. 都道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。
3. 平成19年度分以降の所得割については、10%比例税率化されることにより、約3兆円の増収が生じている。
4. このほか、個人に課される住民税として、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割がある。